| | | | |
|---|---|---|---|
| D　その他<br>排気ガス処理サービス（CPC九四〇四）<br>騒音除去サービス（CPC九四〇五）<br>自然及び景観の保護サービス（CPC九四〇六）<br>その他の環境保護サービス（CPC九四〇九） | SS | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| 7　金融サービス<br>この特定の約束に係る表の適用上、サービス貿易一般協定の日本国の約束表（世界貿易機関文書GATS／SC／四六／補足、三）に含まれる金融サービスに係る約束に関する了解（以下「了解」という。）はこの特定の約束に係る表に含まれ、かつ、その一部を構成するものとする。<br>日本国は、第七章、附属書四及び了解の規定に従い、金融サービスに関して特定の約束を行う。<br>日本国は、附属書四第三条1の文脈における信用秩序の維持を理由として、業務上の拠点の法的な形態に対する差別的でない制限等の措置をとることを妨げられない。日本国は、同様の理由により、新たな金融サービスの市場への進出に対する差別的でない制限（このような信用秩序の維持の目的を達成するための関係の規制の枠組みに合致するもの）を課することを妨げられないこととの関連において、金融業者は、日本国の関係法に定義する有価証券を取り扱うことを認められ、及び当該関係法に従って認められる金融商品取引業者は、当該有価証券を取り扱うことを認められない。<br>金融サービスの分野に係る特定の約束に関し、サービス提供者が積極的な勧誘を行うことなくモンゴル国内で日本国内のサービス消費者に提供するサービスについては、第七・二条(m)(ii)の規定に基づいて提供するサービスであると認める。 | SS | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |
| A　保険及び保険関連のサービス | SS* | (1) 次に掲げるものの及びこれらの保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。<br>(a) 日本国内で運送される貨物<br>(b) 国際海上運送に使用される船舶（国内において保険仲介業務を行う場合には、日本国において保険仲介サービスを行う場合には、業務上の拠点が必要である。）<br>(2) 次に掲げるものの及びこれらの保険契約については、原則として業務上の拠点が必要である。<br>(a) 日本国内で運送される貨物<br>(b) 国際海上運送に使用される船舶（日本国において保険仲介業務を行う場合には、業務上の拠点が必要である。） | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| B　銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。） | SS* | (1) 投資一任契約に係るサービスについては、業務上の拠点が必要である。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 約束しない。 | 第七・二条(m)(i)及び(ii)に規定する市場アクセスの制限に関し、同一の欄に記載する特定の約束のそれぞれについて、3及び4の規定に基づく了解のBの義務は、この特定の約束に係る表の第七・三条、第七・五条及び第七・六条に規定する義務に附属書四の規定並びに第七・野村の分に基づく了解のBの義務に追加して負うものを除くほか、4及び3の規定に基づく義務のBの義務に従い、次の条件及び制限に従うこと。 |
| 8　健康に関連するサービス及び社会事業サービス<br>A　病院サービス（CPC九三一一） | SS** | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国資本の参加に関し、制限がないことを除くほか、約束しない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国資本の参加に関し、制限がないことを除くほか、約束しない。<br>(4) 約束しない。 |
| B　その他人の健康に関連するサービス（CPC九三一九） | SS** | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国資本の参加に関し、制限がないことを除くほか、約束しない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 外国資本の参加に関し、制限がないことを除くほか、約束しない。<br>(4) 約束しない。 |
| C　社会事業サービス（介護福祉士が提供するサービスを含み、保育サービスを除く。）（CPC九三三。ただし、九三三二一を除く。） | SS** | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。外国資本の参加に関し、制限がないことを除くほか、約束しない。<br>(3) 外国資本の参加に関し、制限がないことを除くほか、約束しない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 約束しない。＊<br>(2) 制限しない。外国資本の参加に関し、制限がないことを除くほか、約束しない。<br>(3) 外国資本の参加に関し、制限がないことを除くほか、約束しない。<br>(4) 制限しない。 |
| D　その他 | | (1) 約束しない。<br>(2) 約束しない。<br>(3) 約束しない。<br>(4) 約束しない。 | (1) 約束しない。<br>(2) 約束しない。<br>(3) 約束しない。<br>(4) 約束しない。 |
| 9　観光サービス及び旅行に関連するサービス<br>A　ホテル及び飲食店のサービス（CPC六四一―六四三） | SS | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 | (1) 制限しない。<br>(2) 制限しない。<br>(3) 制限しない。<br>(4) 制限しない。 |